

西成（あいりん地域）特別対策事業について

対象受検機関：警察本部警務部警務課・生活安全部府民安全対策課、西成警察署

事務事業の概要	検出事項	改善を求める事項(意見)
<p>1 事業の概要 大阪市西成区のあいりん地域では、従来より覚せい剤等の薬物取引や公園・道路におけるごみの不法投棄、道路の不正使用による露店営業が行われていたため、大阪市の西成特区構想と呼応して、府・大阪府警察・大阪市の3機関が連携し、(1)覚せい剤等薬物事案の取締りの徹底、(2)薬物乱用防止の啓発・依存症ケア、(3)不法投棄ごみの収集・取締りの推進、(4)違法露天商の摘発を含む通学路を中心とした安全対策、など地域の環境整備を強力に推進するため、平成26年度より5か年計画の取組を開始した。 大阪府警察は、主に薬物事案・不法投棄ごみ・違法露天商の取締り、通学路の安全対策を担い、取組としては、取締活動の推進・街頭防犯カメラの整備・学校指導員の配置などを行っている（平成26年度執行額:146,322,993円）。</p> <p>2 事業全体が目指す目標と結果の検証 事業全体が目指す目標として次の2項目が公表されている。 (1)不法投棄ごみの減少 (2)住民が「環境がよくなった」という評価の向上 (2)を確認するため、大阪府警察が単独で、平成26年5月から平成27年10月にかけて6回アンケート調査を実施している。地区の定住者である自治会長、簡易宿泊所の管理人等の計100名に対し、アンケート用紙を直接手渡し、その場での記入を依頼、回収して結果を取りまとめている。</p> <p>3 街頭防犯カメラの設置 昭和40年代から設置していた13台の街頭防犯カメラについては、本署等でライブ映像を確認可能な機能（以下「モニタリング機能」という。）を有している。 当該13台の機器の更新に加え、新たに録画機能のみを有する32台を新設し、すべて平成27年4月から運用を開始している。新設機器の設置場所選定は、従来の薬物の密売行為、ごみの不法投棄及び違法露店の実態や、既存防犯カメラの設置状況を勘案して行っている。 いずれの機器も設置に当たっては、自治会長や住民に対して戸別訪問し、説明を行っている。</p>	<p>1 大阪府警察の取組に対する効果検証のため、アンケート調査を実施しているが、結果が公表されていないため、事業実施の成果が府民から見えにくいものとなっている。 また、3機関の共通目標についての効果検証は行われていない。</p> <p>2 更新された13台のカメラについては、当初の設置時から40年以上に渡り、当時と同じ場所・モニタリングの状況となっているが、更新に当たって、設置場所の妥当性やモニタリング機能付加の必要性の有無を検討した証跡を残していない。 今回新設された32台のカメラについても、各場所に設置する根拠や理由について、組織として明確に意思決定を行った証跡は見当たらなかった。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【街頭防犯カメラシステムに関する規程】（抜粋） （用語の意義） 第2条 (2) 街頭防犯カメラ 犯罪の予防及び犯罪又は事故の捜査又は調査を目的として、道路その他公共の場所のうち街頭犯罪等の多発地域及び歓楽街の街頭において、大阪府警察が運用するビデオカメラをいう。</p> <p>【大阪府警察街頭防犯カメラシステム運用要綱の制定について】（抜粋） 第3 設置場所等 1 設置場所 街頭防犯カメラは、別途通知する場所に設置するものとする。</p> </div>	<p>1 アンケート調査の集計結果も含め、府民への事業成果の公表について検討されたい。 また、3機関の共通目標の効果検証については、手法や公表等について、3機関で検討するよう調整されたい。</p> <p>2 街頭防犯カメラの設置に当たっては、設置場所等の選定根拠や理由等について検証できるよう、組織として意思決定した経過を残されたい。</p>

措置の内容

- 1 大阪府警察の取組に関する効果検証のために実施したアンケートは、区民からの意見を広く集約したものではなく、執務の参考として意見を確認するために実施したものであり、事業実施の成果を図る目的で実施したものではないこと、及び、アンケート結果の取扱いや公開の有無及び公開方法について事前に説明をし、了解の上回答していただいたものではないことから、公開を差し控える。
また、本事業については、3機関の共通事業であることから、その目標にかかる効果検証については、3者合同によることが必要なため、現在大阪府、大阪市と連携しながら、既存の調査手法を念頭に検討中である。
- 2 街頭防犯カメラの設置場所等の選定根拠や理由等は、あいりん地域における犯罪情勢を勘案し、「目的の正当性」、「設置場所の妥当性」、「地域住民の要望」等を取り入れた上で、決定しているが、今後は、組織として意思決定した経過を残していく。

監査（検査）実施年月日（委員：平成27年8月21日及び11月27日、事務局：平成27年6月9日及び7月2日）